

記者会見資料	
令和8年1月30日	
担当課 (担当)	総務課 (濱岡)
電話	30-8102(内線 7110)

鳥取市物価高騰対応定額給付金について

食料品の物価高騰に対する支援策の一環として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1人あたり現金5,000円の物価高騰対応定額給付金の支給を始めます。

【支給対象者・支給方法】

基準日である令和8年1月19日に本市の住民基本台帳に記録されている者を支給対象者とします。給付金の支給は、世帯構成員1人あたり5,000円をその者の属する世帯の世帯主の口座に一括して振込みます。

(例) 令和8年1月19日時点で4人世帯の場合
5,000円×4人=20,000円を世帯主口座に振込み

【支給の手続き】

本市で公金受取口座などの把握ができていない世帯

- ◇ 2月下旬頃に各世帯主宛てにお知らせ通知を郵送
- ◇ お知らせ通知に書かれた振込予定口座に変更希望がなければ特段の手続きは不要
- ◇ 3月末頃以降の振込開始

本市で口座を把握できていない世帯

- ◇ 2月下旬頃に各世帯主宛てに確認書を郵送
- ◇ 振込希望口座などの必要事項を記入の上、通帳の写しなどの必要書類とともに同封の返信用封筒にて返信
- ◇ 返信書類の確認が済み次第に振込開始
※返信期限は令和8年5月31日(必着)まで



お知らせ通知のイメージ

手続きの詳細などは「とっとり市報3月号」で案内予定です。

【問い合わせ先】

お知らせ通知の郵送に合わせて、2月下旬に鳥取市物価高騰対応定額給付金専用コールセンターを開設予定です。それまでの間は鳥取市コールセンター(0857-22-8111)か総務課まで問い合わせください。